

電原運第2020-35号

令和2年 6月24日

原子力規制委員会 殿

広島市中区小町4番33号

中国電力株式会社

代表取締役社長執行役員

清水 希茂

島根原子力発電所 保安検査における指標の収集結果の提出について（令和元年度）

平成28年4月13日付け「保安検査における指標の収集について（指示）」（原規規発第1604135号）に基づき、令和元年度の島根原子力発電所の保安検査における指標の収集結果を別紙のとおり提出いたします。

別紙：「保安検査における指標（PI）の収集結果」について

以上

## 「保安検査における指標（PI）の収集結果」について

No.	項目		結果 (令和元年度)	備考
	原子力規制庁指標 (平成28年4月13日付け原規発第1604135号)	当社収集指標		
1	安全上重要な設備 <sup>※1</sup> 、重大事故等対処設備及び多様性拡張設備に対して計画された保修作業件数及び完了済みの保修作業件数	保安規定の運転上の制限に記載されている機器において、保全計画で定められた定期的を実施するもの以外で突発的に実施する改造・修繕工事の回数(運転中および定期検査中に不具合等を発見し急遽改造、修繕工事を行った件数)。不適合情報のグレードA～Cをもとに、クラス1～3 <sup>※</sup> 設備を対象範囲として、設備主管課に確認依頼し、「突発的に実施された改造・修繕工事」をカウントする。 ※発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針で定められているクラス1、クラス2、クラス3に属する構造物、系統および機器。	76件 (うち、年度内未完了件数:21件)	
2	安全上重要な設備 <sup>※1</sup> 、重大事故等対処設備及び多様性拡張設備に対して作業期間に係る計画変更を複数回行った件数	保安規定の運転上の制限に記載されている機器において、保全計画で定められた定期的を実施するもの以外で突発的に実施する改造・修繕工事(運転中および定期検査中に不具合等を発見し急遽行った改造、修繕工事)で、実施計画時に設定した作業期間を2回以上変更した件数。 No.1でカウントした対象範囲について、設備主管課に確認依頼し、「作業期間を2回以上変更した作業」をカウントする。具体的には、不適合処置および是正処置報告書に記載の「実施予定日」を2回以上変更した件名を抽出する。なお、プランの再稼働工程変更に伴う作業期間変更等、当該工事以外の要因に伴う作業期間変更は対象外とする。	2件	
3	手順書を変更して実施した作業件数	保安規定の運転上の制限に記載されている機器において、保全計画で定められた定期的を実施するもの以外で突発的に実施する改造・修繕工事の件数(運転中および定期検査中に不具合等を発見し急遽改造、修繕工事を行った件数)のうちの暫定的な改造工事件数。 No.1でカウントした対象範囲のうち、設備主管課に確認依頼し、「暫定的な改造・修繕工事」をカウントする。具体的には、不適合処置および是正処置報告書に記載の「実施内容」を元に抽出する。なお、抽出対象は作業にあたって手順書を必要とする一般工事のみとし、手順書を必要としない小口工事や点検手入れ等は対象外とする。また、評価期間内において恒久対策まで完了しているものについても、その前段で暫定的な改造・修繕工事を行ったものについては抽出対象としてカウントする。	0件	
4	訓練の種類別の合計実施回数・合計訓練時間・合計参加人数・指摘事項	①原法に基づく総合訓練および要素訓練の回数・人数。 ②①の訓練評価に係るコメント数(訓練報告書に記載するコメント数)。 【再稼働後は以下を追加】 ③SA成立性確認訓練(運転員を含む緊急安全対策委員対象)の回数・人数。 ④③に関する合否実績。	①72回/820人 ②9件 ③— ④— (防災訓練実施結果報告書の内容をカウント)	
5	定検期間中の炉心損傷確率の変化(ΔCDF)の最大値	当社が所有するリスクモニタによる、再稼働後の定期検査期間中のCDF(炉心損傷確率)の評価結果のうち①平均値、②ピーク値。	—	再稼働後の定期事業者検査期間中にデータ収集を開始する。
6	制御室警報表示の点灯件数(予期せぬ警報に限る)	燃料が原子炉内にある際に発生したスクラム発生に関連するファーストアウト警報発信回数。	—	原子炉内へ燃料を装荷後にデータ収集を開始する。
7	安全文化醸成活動に関する評価(検査)結果	安全文化醸成活動に関する評価(検査)結果。	—	原子力規制事務所殿にて対応のため、事業者からの提出不要。
8	不適合発生件数	グレード別の不適合発生件数。 なお、収集対象は原則として全グレードとする。 ただし、1号炉は廃止措置計画認可までが対象。	Aグレード:0件 Bグレード:5件 Cグレード:626件	
9	不適合の処置が完了するまでの平均期間	是正処置を要する全ての不適合のうち、年度末時点で処置が未完了となっている件数(過年度からの繰越し案件を含む)。 なお、再稼働後に処置すべきとしていたものは除く。	94件	
10	不適合の再発件数	是正処置を要する全ての不適合で再発した件数。	14件	

No.	項目		結果 (令和元年度)	備考
	原子力規制庁指標 (平成28年4月13日付け原規規発第1604135号)	当社収集指標		
11	不適合のうち安全上重要な設備 <sup>※1</sup> に関する件数	是正処置を要する全ての不適合のうち、MS、PS1～3の機器に関する件数。	7件	
12	ヒューマン・エラーに起因する不適合件数	ヒューマンエラーに起因する不適合件数。 なお、対象は原則として全グレードとする。	172件	
13	不適合のうち水平展開が必要と判断した件数、完了するまでの期間及び完了件数	①年度内に発生した不適合のうち水平展開が必要な件数。 なお、対象は原則として全グレードとする。 ②年度末時点で水平展開が未完了となっている不適合の件数(過年度からの繰越し案件を含む)。 なお、再稼働後に水平展開すべきとしていたものは除く。	①242件 ②120件	
14	根本原因分析を要する事象件数と直接原因分析を要する事象件数	①根本原因分析を要する事象件数。 ②直接原因分析を要する事象件数。	①0件 ②193件	
15	集積根本原因分析 <sup>※2</sup> を要する事象件数	集積根本原因分析を要する事象件数。	0件	
16	内部監査の実施回数	島根原子力発電所を対象とした①「原子力安全管理監査」および②「実施部門内部監査」のそれぞれの監査回数(1回の監査で3課を対象としている場合は3回とカウント)。	①21回 ②8回	
17	内部監査の指摘事項件数	1.「原子力安全管理監査」および2.「実施部門内部監査」のそれぞれの①不適合事項、②改善要望事項、③良好事例、④提言事項の各件数。	1. ①0件、②0件、 ③3件、④1件 2. ①1件、②0件、 ③3件、④1件	
18	内部監査の指摘事項の処置を完了するまでの平均期間	1.「原子力安全管理監査」および2.「実施部門内部監査」のそれぞれの年度末時点での①不適合事項に対する是正処置の未完了件数、②改善要望事項の未完了件数(過年度からの繰越し案件を含む)。 なお、再稼働後に処置すべきとしていたものは除く。	1. ①0件、②0件 2. ①0件、②0件	
19	内部監査の指摘事項の処置期限の達成割合	1.「原子力安全管理監査」および2.「実施部門内部監査」のそれぞれの不適合事項に対する①是正処置、②改善要望事項処置の期限内達成割合。	1. ①該当なし、②該当なし 2. ①100%、②該当なし	
20	内部監査による指摘事項の再発件数	1.「原子力安全管理監査」および2.「実施部門内部監査」のそれぞれの①不適合事項、②改善要望事項の再指摘件数(過去3年間)。	1. ①0件、②0件 2. ①0件、②0件	
21	マネジメントレビューの実施回数	マネジメントレビューの実施回数。	3回	
22	マネジメントレビューによる指示事項と未完了件数	①島根原子力発電所に係る指示事項(「MRアウトプット」)の件数。 ②①のうち年度末時点で未完了の件数。 ただし、継続案件の計上については個別の案件毎に判断する。	①2件 ②0件	
23	マネジメントレビューによる再指示件数	島根原子力発電所に係る再指示事項(「MRアウトプット」)の件数。 ただし、継続案件の計上については個別の案件毎に判断する。	1件	
24	発電所長レビューによる指示事項と未完了件数	①発電所長レビューにおける指示事項(改善事項・課題)の件数。 ②①のうち年度末時点で未完了の件数。 ただし、継続案件の計上については個別の案件毎に判断する。	①3件 ②2件	
25	発電所長レビューによる再指示件数	発電所長レビューにおける再指示事項(改善事項・課題)の件数。 ただし、継続案件の計上については個別の案件毎に判断する。	0件	
26	外部機関によるレビューの実施回数	外部有識者による委員会等の実施回数。	1回	
27	外部機関からの指摘事項件数	外部有識者による委員会等における指摘事項件数。	1件	
28	外部機関の指摘事項の処置を完了するまでの平均期間	外部有識者等による委員会等の指摘事項のうち年度末時点で処置が未完了の件数(過年度からの繰越し案件を含む)。 なお、再稼働後に処置すべきとしていたものは除く。	1件	
29	外部機関の指摘事項の処置期限の達成割合	No.28と同じ。	1件	
30	外部機関による指摘事項の再発件数	外部有識者等による委員会等の指摘事項の再発件数。 ただし、継続案件の計上については個別の案件毎に判断する。	0件	

※1 発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針で定められているクラス1、クラス2、クラス3に属する構築物、系統及び機器

※2 複数の類似事象から共通的な問題を抽出し解決する根本原因分析(RCA)